

# 川越税務署からの お知らせ

**問合せ** 申告案内コールセンター  
(申告案内窓口) ☎ (235) 9411  
※自動音声応答に従い「0」番を選択  
してください)

**所得税などの  
確定申告はお早めに!**

平成24年分の申告期間および納付期限などは、次のとおりです。できるだけ早めにお済ませください。

確定申告は、「自分で正しく計算し、期限内に申告・納税する」という制度です。ご協力をお願いします。

**●所得税の確定申告**

申告期間／2月18日(月)から3月15日(金)まで

納付期限／3月15日(金)

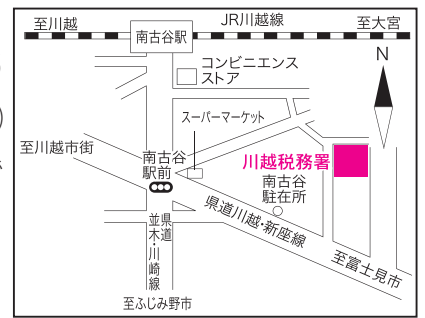
**●消費税・地方消費税の確定申告**

申告期限・納付期限／4月1日(月)まで

**●贈与税の申告**

申告期間／2月1日(金)から

川越税務署地図



3月15日(金)まで  
納付期限／3月15日(金)

※川越税務署の駐車場は狭いためたいへん混雑します。お車での来署はご遠慮ください。川越税務署は、JR南古谷駅から徒歩約7分です。

※2月24日、3月3日の日曜日に限り、川越税務署会場のみ確定申告の相談・申告書の受付を行います。また、作成済の申告書などは、必要書類とともに、郵送または税務署の時間外文書収受箱に投函することにより提出できます。

**●申告書の送付先**

〒350-8666川越市大字並木452-2川越税務署

※控の返送を希望する場合は、返信用封筒(自己宛名明記のうえ、切手貼付済のもの)を同封してください。

**所得税の確定申告は  
さらに使いやすくなった  
e-Taxです!!**

e-Tax(国税電子申告・納税システム)は、申告や、法定調書の提出、納税証明書の交付請求などについて、インターネットを通じて手続きを行えるものです。納税についても、ダイレクト納付やインターネットバンキングを利用して行うことができます。

また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができ、確定申告書などの各種用紙がダウンロードできます。e-Taxを利用して所得税の確定申告書を提出すると、次のようなメリットがあります。

◎平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内に行くと、所得税額から最高3千円の税額控除が受けられます(平成19年分から平成23年分の確定申告でこの控除を受けた人は、受けられません)。  
◎源泉徴収票などはその記載内容を入力して送信すること

により、提出または提示を省略できます(申告期限から5年間、提出または提示を求められることがあります)。  
◎還付金は早期処理をしています。

利用開始の手続きなど、詳しい情報はe-Taxホームページをご覧ください。  
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

**口座振替をご利用ください**

**●納税**

指定の預貯金口座から自動的に納税されるので、期限に遅れる心配がなく「安全・便利・確実」です。

手続きは、「口座振替依頼書」に所定の事項を記入し、税務署または指定の金融機関に提出するだけです。

**●振替納付日**

所得税／4月22日(月)

消費税／4月24日(水)

**●還付申告**

還付申告をする人は、本人名義の預金口座への振込みによる還付金の受取りがたいへん便利です。ぜひご利用ください。手続きは、申告の際、銀行などの金融機関名、預金の種類と口座番号を申告書に記入

するだけです。

※銀行などの統廃合があった場合は、支店名・口座番号などの変更の有無を確認してください。また、住所や姓が変わった場合は、金融機関窓口で変更手続きをお願いします。

**東上パールビル(地下1階)での還付申告受付**

期間 2月12日(火)～3月7日

(休)午前9時～11時(相談開始時間は午前9時30分から)、午後1時～3時(土日・祝日はお休み)

※混雑時には、受付終了時間前でも、受付を終了させていただきます。たたく場合があります。

**対象** 公的年金などの受給者、給与所得者で医療費控除の申告をする人、給与所得者

で平成24年中に退職をしたなど年末調整がお済みでない人  
※源泉徴収税額のない人には、還付する金額は生じません。  
※住宅借入金等特別控除など、右記以外の内容の人は、税務署にお越しください。

**場所** 東上パールビル地下1階(川越駅西口徒歩1分)

※東上パールビルには駐車場がありません。